

基本協定書（案）

兵庫県阪神南県民センター（以下「甲」という。）と●●●●●（優先交渉権者）（以下「乙」という。）は、尼崎西宮芦屋港・東海岸町沖地区 尼崎のびのび公園 管理運営事業（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し乙が優先交渉権者として決定されたことを確認し、本事業にかかる甲と乙との間の事業用定期借地権設定契約（以下「事業定借契約」という。）の締結に向けた諸手続き、並びに本事業及び事業定借契約の基本事項等を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 甲が令和7年5月1日付けで公表した「尼崎西宮芦屋港・東海岸町沖地区尼崎のびのび公園 管理運営事業 事業者募集要項」（公表後に追加・修正した内容を含む。以下「本要項」という。）、本要項と併せて交付した附属資料（附属資料の公表後に追加・修正した内容を含む。以下、本要項と合わせて「本要項等」という。）及び本要項等に関する質問回答（以下「質問回答」という。）に記載した内容は、本協定において別段の定めを設けない限り、本協定においても同様の意義を有する。

（関係法令に係る手続）

第3条 乙は、自らの責任で、本事業の実施に必要な関係法令等に基づく関係機関との協議、許認可等の取得その他の手続を行うものとする。なお、これらに係る一切の費用は乙の負担とする。

（事業計画書の確定）

第4条 乙は、本公募において提出した事業計画書について、計画、内容及び実施方法等に関する具体的事項を定めるため、甲と協議を行い、令和●年●月●●日までに必要な補正等を行った上で、甲の書面による承認を得なければならない。

- 2 前項により甲の承認を受けた事業計画書（以下「確定事業計画書」という。）の内容を変更する場合は、甲の書面による承認を受けなければならない。

（港湾環境整備計画の作成及び認定）

第5条 乙は、確定事業計画書の内容を踏まえて、令和●年●●月●●日までに港湾法51条の2第1項に基づく港湾環境整備計画を作成するものとする。
また、第5条により作成した港湾環境整備計画について、港湾法第51条の2第1項に基づく認定を、令和●年●●月●●日までに甲から受けなければならない。

(事業用定期借地権設定契約の締結)

第6条 甲は、乙が第5条の認定を受けた場合、貸付用地について事業定借契約を締結する。

(本事業の実施)

第7条 乙は、前条により事業定借契約を締結した場合、本要項等、本協定、確定事業計画書、並びに、第5条により認定を受けた認定港湾環境整備計画に従って、本事業を実施しなければならない。

2 甲と乙は、前項による事業実施にあたり、確定事業計画書の内容を踏まえて、協議の上、本事業の実施に関する定数目標及び定量目標を定めるものとする。
ただし、社会情勢又は経済事情の変動があり、甲が当該目標の修正の必要を認めた場合は、甲乙協議の上、これを合理的範囲において修正する。

(実施状況の確認等)

第8条 乙は、本事業の実施状況について甲との間で確認及び共有をするため、甲との間で、定期的な協議の機会を設けなければならない。

2 前項の協議の年度ごとの回数及び時期については、前条第2項の協議において定めるものとする。ただし、甲乙協議の上、変更することはできる。

3 甲は、第1項に定める協議において、乙の本事業の実施状況が、前条第2項により定めた定性目標及び定数目標を踏まえた上で、本要項等、確定事業計画書及び港湾環境整備計画の内容を満たしていないと判断した場合、その内容を明確にしたうえで乙に指摘することができる。

4 甲は、前項により乙に指摘をしたにもかかわらず、合理的な期間内において指摘事項について改善が認められない場合、乙に対し書面による改善勧告を行うことができる。

5 乙は、前項の改善勧告を受けた場合、改善勧告書において指定される期間内に、指摘事項についての改善内容を記載した計画書を、甲に提出しなければならない。

6 甲は、前項の計画書の提出を受けた後においても指摘事項について改善が確認できない場合は、事業定借契約を解除することができる。

(リスク分担等)

第9条 本事業の実施（準備段階を含む。）に伴うリスクの分担及びリスクへの対応は、別紙リスク分担表のとおりとする。

(優先交渉権者の資格の取消)

第10条 乙は、令和●年●月●日までに、事業定借契約を締結することができない場合は、甲は、優先交渉権者の資格を取り消すことができる。

2 前項の場合、甲は、本協定を解除する。

3 前項の場合、甲及び乙が本事業の実施の準備のために要した費用についてはそれぞれの負担とする。

(期限延長)

第11条 甲は、第4条第1項、第5条及び第10条に定める期限について、乙と協議の上、延長の必要を認めた場合は、これを延長することができる。

2 前項の場合、甲は、乙に対し、延長後の期限を書面により通知する。

(甲による協定の解除)

第12条 甲は、乙が本協定に違反した場合、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本協定を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における不履行の内容が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに本協定を解除することができる。

(1) 本事業を実施しない意思を明確に表示したとき。

(2) 事業定借契約の締結を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 本公募に関して公正な選定を妨げ、又は不正の利益を得るために連合したと認められるとき。

(4) 第13条第1項の規定によらず解除を申し出たとき。

(5) 乙が本要項により定めた応募申込資格を欠いたとき又は欠いていることが判明したとき。

(乙による協定の解除)

第13条 乙は、甲が本協定に違反した場合、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本協定を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における不履行の内容が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 甲は、前項により本協定を解除された場合、乙に生じた損害を賠償しなければならない。

(解除等の効果)

第14条 本協定が事業定借契約を締結した後に解除された場合、甲は、事由の如何を問わず、事業定借契約を解除することができる。

2 前項によらず、事業定借契約が解除又はその他の原因により終了した場合は、本協定は当然に解除される。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 乙は、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行うことはできない。

(秘密保持等)

第16条 甲と乙は、相手方の事前の書面による承認を得た場合を除き、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を、第三者に漏洩し、本協定及び本賃貸借契約の履行並びに本事業の実施以外の目的に使用してはならないものとする。ただし、相手方の秘密について次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 既に公知である場合

(2) 開示権限を有する第三者から守秘義務を課されずに適法に開示を受けた場合

(3) 相手方から開示を受ける以前に既に自ら保有していた場合

(4) 相手方の事前の書面による承諾がある場合

(5) 裁判所その他官公署によりその権限に基づき開示が命ぜられた場合

(6) 弁護士その他本事業に係るアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合

(7) その他第三者へ開示する正当な事由がある場合

(連帯責任)

第17条 乙が企業連合体である場合、構成員企業は、本協定及び事業定借契約の履行並びに本事業の実施について、甲に対して、連帯して責任を負うものとする。

(管轄裁判所)

第18条 本協定、事業定借契約並びに本事業に関して生ずる一切の法律関係に基づく訴訟については、神戸地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第19条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(存続期間)

第20条 本協定の存続期間は、本協定の締結の日から本事業の終了の日までとする。

(残存条項)

第21条 存続期間の満了又はその他の事由により本協定が終了した場合、第9条ないし第18条及び本条の規定は本協定終了後も有効に存続する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、協定当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

甲

乙

リスク分担表

兵庫県阪神南県民センター（以下「甲」という。）と●●●●●（優先交渉権者）（以下「乙」という。）の責任分担は、次に示す「責任分担表」の通りとする。なお、甲と乙責任分担に疑義がある場合、又は責任分担表に定めのない事項が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、責任分担を決定するものとする。

項目	内容	甲	乙
許認可取得			○
法令等の変更			○
事故発生	発生時の初期対応		○
	乙の責めに帰すべき事由によるもの		○
	甲の所有する施設・整備の設計・構造上の原因によるもの	○	
	乙の所有する施設・整備の設計・構造上の原因によるもの		○
第三者賠償	本事業の実施によるもの		○
周辺施設・住民・利用者への対応	本事業に起因する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等への対応		○
自然災害	発生時の初期対応		○
	甲の所有する施設・整備の復旧	○	
	乙の所有する施設・整備の復旧		○
自然災害によらない破損や老朽化による機能低下等	乙が港湾環境整備計画に基づき管理する施設・設備		○
物価・金利変動			○
資金調達	必要な資金確保		○
本事業の中止・延期	甲の責任による中止・延期	○	
	乙の責任による中止、延期		○
	乙の事業放棄・破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
施設競合	競争施設による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○